

一般社団法人日本母性看護学会 高度実践看護推進委員会 規程

(目的)

第1条 本会は、定款第2条による事業として、母性看護領域における高度実践看護活動を推進することを目的とする。

(委員の構成)

第2条 本会は、次の委員をもって構成する。

- 1 理事 2名以上
- 2 正会員 2名以上

(任務)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 母性看護領域における高度実践看護活動の推進・啓発・調査に関する事項
- 2 その他、理事会より付託を受けた事項

(規程の改訂)

第4条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、令和4年3月22日から施行する。